別表六の二（二十一）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下この号において「平成26年改正法」という。）附則第112条第７項（連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号。以下この号及び第５号において「平成24年改正法」という。）附則第34条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この号及び第６号において「平成23年12月改正法」という。）附則第80条第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定又は震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表六の二（二十一）付表において同じ。）又は平成26年改正法第10条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号において「平成26年旧措置法」という。）第68条の15の６（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成26年改正法附則第112条第７項の規定、平成26年改正法第16条の規定による改正前の平成24年改正法附則第34条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、平成26年改正法第15条の規定による改正前の平成23年12月改正法附則第80条第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定又は平成26年改正法第13条の規定による改正前の震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表六の二（二十一）付表において同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「当期税額基準額　⑵×$\frac{90}{100}$　⑶　」の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号において同じ。）が平成26年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては、記載を要しない。

3　「法人税の額から控除される特別控除額（⑴と（⑵又は⑶）のうち少ない金額）　⑷　」の欄は、連結親法人事業年度が平成26年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「⑵又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は⑶」を消すこと。

4　「調整前連結税額超過構成額　②」の各欄には、「調整前連結税額超過額　⑴－⑷　⑸　」の欄に記載された金額が租税特別措置法第68条の15の７第１項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項又は平成26年旧措置法第68条の15の６第１項に規定する調整前連結税額超過額を構成する部分の金額を記載すること。

5　「平成24年改正前の第７号」の各欄は、平成24年改正法附則第33条第１項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正法第１条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14第２項又は第３項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

6　「平成23年12月改正前の第４号」の各欄は、平成23年12月改正法附則第72条（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第２項又は第３項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

7　「当期税額控除可能額　①」の「㉞」から「㊱」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、別表六の二（三）の記載要領第５号、別表六の二（四）の記載要領第５号、別表六の二（八）の記載要領第２号、別表六の二（九）付表の記載要領第５号、別表六の二（十）の記載要領第２号、別表六の二（十二）の記載要領第２号、別表六の二（十三）の記載要領第２号及び別表六の二（十六）の記載要領第２号中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第34条第２項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」として、これらの号の規定を適用すること。